

新潟県信用農業協同組合連合会

子育てサポート企業として認定

一次世代育成支援対策推進法に基づく3つ星の「くるみん」マークを取得

新潟県信用農業協同組合連合会

所在地：新潟市

事業内容：農業金融

労働者数：191人



●行動計画

1 計画期間

平成29年4月1日～令和2年3月31日

2 行動計画の内容

計画期間内において、月2回ノー残業デーを実施し、時間外勤務時間の削減を図る。
有給休暇の取得日数の実績を周知し、取得日数の増加を図る。
育児休業期間中の職員が職場復帰しやすい環境整備を行う。

●行動計画等の取組内容

- ①時間外勤務時間の削減のため、時間外勤務の実績を毎月集計し、管理者へフィードバックを行った。さらに、前年同月比で時間外勤務時間の増加・減少の大きい部署に対してその理由の聞き取り、労務管理部署（総務部）において、状況把握を行った。その結果、時間外勤務時間が前計画期間と比較し7.5%減少した。
- ②有給休暇の取得日数を増加させるため、取得日数の実績を毎月集計し、管理者へフィードバックし、管理者から職員へ有給取得促進の声掛けを行った。
また、平成31年4月に年次有給休暇の計画的付与制度を導入し、令和元年度の取得率は前年度と比べ、16.1%増加した。
- ③育児休業中の職員に対して、職場復帰までの期間において、月2回各種情報提供を行った。（会内の人事関連の連絡、就業規程関連規程の改正連絡、資格試験の案内等）
- ④計画期間内に出産した全ての職員が育児休業を取得した。
- ⑤所定外労働の免除を子が小学校就学の始期に達するまで認め、法定を上回るものとなっている。

くるみん認定基準



1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
5. 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が7%以上であること。または男性労働者のうち育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて15%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。(平成31年3月31日までに申請した場合の経過措置：男性労働者のうち育児休業等をした者が1人以上いること。)
＜労働者が300人以下の企業の特例＞
上記5. を満たさない場合でも、①～③のいずれかに該当すれば基準を満たす。
 - ①計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいる。(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)
 - ②計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいる。
 - ③計画期間とその開始前一定期間(最長3年間)を合わせて、男性の育児休業等取得率7%以上。(平成31年3月31日までに申請した場合の経過措置：計画の開始前3年以内に育児休業等を取得した男性労働者がいること)
 - ④計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。
6. 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。
＜労働者が300人以下の企業の特例＞
上記6. を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。
7. 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
8. 次の①と②のいずれも満たしていること。
 - ①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満。
 - ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
9. 次の①～③のいずれかを実施していること。
 - ① 所定外労働の削減のための措置
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
10. 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。